

第47回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.adniss.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

アドソル日進株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

- ①取締役会は、「法令」「定款」「株主総会決議」「取締役会規則」「企業理念」「経営理念」及び「企業行動規範」にしたがい、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、「法令」「定款」「取締役会決議」及び「職務権限規則」その他社内規則にしたがい、当社の職務を執行する。
- ③代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を報告する。
- ④監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(2) コンプライアンス

取締役及び使用人は、「法令」「企業理念」「経営理念」「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規則」その他社内諸規則にしたがい、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を確保するとともに、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

- ①代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。
- ②取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。
- ③監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

(4) 内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置するとともに監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところにしたがい、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料とともに適切に保存し、管理する。

また、「情報セキュリティ方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業展開に伴うあらゆるリスクに適正かつ迅速に対処できるようにするための社内規則を整備し、リスクの的確な把握、適正な対処、監視・責任体制を明確にする。

また、各種社内委員会の設置及び各種マネジメントシステムの活用とともに、使用人に対する教育研修によるリスク管理意識の向上やモニタリング方法の改善によるリスクを検出する仕組みの強化などを通じて、個々の職務執行に伴う具体的なリスクの識別・評価・監視・管理の実効性を高め、リスク管理の充実化を図る。

さらには、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、あるいは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開できるよう、事業継続計画を策定し対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、代表取締役を補佐する機関として経営会議及び各種社内委員会を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を取締役に付議することにより、経営の効率化を行う。

(2) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため、子会社においても「企業理念」「経営理念」「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は職務の執行に係る役職を兼務しないこととする。並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することができるものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役が、監査役職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- (2) 監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要事項に関する情報を入手ができる体制とする。
- (3) 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役への報告体制を整備し、また、報告を行った者に対する不利益取扱いを禁止する旨を明確にし、周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、担当組織が確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査組織の監査役との連携

内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することができる。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。

②コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が社内規則に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導しています。

③「経理規則」その他社内規則にしたがい、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保するとともに、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。

④内部監査組織は、社内規則に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規則」等に基づき、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができることとなっています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・経営幹部を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。

また、「事業継続計画」を策定し、自然災害や指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言下においても、従業員等の安全を確保し、事業活動への影響を最小限にとどめるため、適時対応しております。さらに、内部監査組織は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況、業務プロセスの適正性及びこれを確保するための体制の運用の有効性をモニタリングし、当社のリスクを早期に発見し、解決を図っています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は「取締役会規則」に則り、月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。また、職務権限と責任を明確にして、適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社においても「企業理念」「経営理念」「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めるよう体制の整備を進めています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会は総務担当組織が事務局として、その支援を行っていますが、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合には、当該監査役補助者を配置するものとしています。また、監査役補助者は、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行することとなっています。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的又は必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることができることとなっています。
- (8) 監査役がその職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用できるよう規則に定め、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。
- (9) その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施し、また、会計監査人及び内部監査組織と連携をとることにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	552,293	400,780	4,137,178	△56,306	5,033,945
当連結会計年度変動額					
新株の発行	19,244	19,244			38,489
剰余金の配当			△342,919		△342,919
親会社株主に帰属する 当期純利益			784,940		784,940
自己株式の取得				△187	△187
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	19,244	19,244	442,021	△187	480,322
当連結会計年度末残高	571,538	420,025	4,579,199	△56,494	5,514,268

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	180,315	180,315	117,320	5,331,580
当連結会計年度変動額				
新株の発行				38,489
剰余金の配当				△342,919
親会社株主に帰属する 当期純利益				784,940
自己株式の取得				△187
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	151,222	151,222	5,479	156,701
当連結会計年度変動額合計	151,222	151,222	5,479	637,024
当連結会計年度末残高	331,537	331,537	122,799	5,968,605

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- i 連結子会社の数 1社
- ii 主要な連結子会社の名称 アドソル・アジア株式会社

② 非連結子会社の状況

- i 非連結子会社の名称 Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.
- ii 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- i 会社の名称 Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.
株式会社ヒューマンテクノシステムホールディングス
大連運籌科技有限公司
- ii 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ii 棚卸資産

- ・製品、原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～47年

工具器具備品 2年～15年

ii 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

販売権 10年

③ 重要な引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

iii 工事損失引当金

期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

iv 完成工事補償引当金

完成工事の品質に関する補償費用の支出に備えるため、当該見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、社会インフラ事業、先進インダストリー事業により構成され、システム受託開発及び物品販売を行っております。

システム受託開発は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いプロジェクトや、金額的に重要ではないプロジェクトについては、代替的な取扱いを適用し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

国内の物品販売は、出荷時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 工事進捗度に応じた収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額：2,217,211千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において、財又はサービスについて顧客に移転する履行義務について、工事進捗度に応じて一定期間にわたり収益認識をしております。想定していなかった原価の発生等により、工事進捗率が変動した場合には、完成工事高、完成工事原価に影響を与え、当期純利益及び利益剰余金に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 完成工事補償引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額：34,937千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において、完成工事の品質に関する補償費用の支出に備えるため、当該見込額を費用計上しております。想定していなかった原価の発生等により当該見込額が変動した場合には、補償費用に影響を与え、当期純利益及び利益剰余金に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

システムの受託開発は、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定については、当社グループは、すべての案件について、将来の発生原価を合理的に見積もってプロジェクト管理を行っており、発生原価と見積総原価からプロジェクトごとに進捗度を合理的に見積もることが可能です。

そのため、受託開発から生じた収益は、一定期間にわたって収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いプロジェクトや、金額的に重要ではないプロジェクトについては代替的な取り扱いを適用し、顧客の検収を受けた一時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の損益及び、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 468,919千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式 (注)	9,354,919株	35,270株	—	9,390,189株

(注) 発行済株式数の増加は、主に新株予約権の権利行使によるものです。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

i 2021年6月24日開催の第46回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 175,768千円
- ・ 1株当たり配当額 19円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月25日

ii 2021年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 167,150千円
- ・ 1株当たり配当額 18円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2022年6月28日開催予定の第47回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 167,149千円
- ・ 1株当たり配当額 18円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月29日

(3) 当連結会計年度末における株式引受権に係る株式の種類及び総数 該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

- ・ 普通株式 118,381株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則にしたがい、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支実績表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額126,443千円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
電子記録債権	47,005	47,005	—
売掛金	2,022,776	2,022,776	—
投資有価証券			
その他有価証券	1,129,028	1,129,028	—
資 産 計	3,198,810	3,198,810	—
買掛金	483,414	483,414	—
未払金	197,596	197,596	—
負 債 計	681,011	681,011	—

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
電子記録債権	47,005
売掛金	2,022,776
合 計	2,069,782

(4) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券 株式	1,129,028	—	—	1,129,028

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	—	47,005	—	47,005
売掛金	—	2,022,776	—	2,022,776
買掛金	—	483,414	—	483,414
未払金	—	197,596	—	197,596

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

電子記録債権、売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

買掛金、未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、社会インフラ事業、先進インダストリー事業により構成され、各事業の主な財又はサービスの内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	社会インフラ 事業	先進インダストリー 事業	計
一定期間にわたって 認識する収益	1,713,815	503,396	2,217,211
一時点で認識する収益	5,634,471	4,396,313	10,030,785
顧客との契約から生じ る収益	7,348,286	4,899,709	12,247,996
外部顧客への売上高	7,348,286	4,899,709	12,247,996

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,398,404
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,069,782
契約資産（期首残高）	1,217,693
契約資産（期末残高）	110,997
契約負債（期首残高）	24,110
契約負債（期末残高）	21,982

契約資産は、主にソフトウェアの受託開発について、期末日現在で完了しているが未請求のソフトウェアの受託開発にかかる対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、24,110千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	629円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	84円61銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
当 期 首 残 高	552,293	257,293	143,487	400,780	39,000	3,217,000	908,698	4,164,698
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	19,244	19,244		19,244				
剰 余 金 の 配 当							△342,919	△342,919
当 期 純 利 益							764,585	764,585
自 己 株 式 の 取 得								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	19,244	19,244	-	19,244	-	-	421,666	421,666
当 期 末 残 高	571,538	276,537	143,487	420,025	39,000	3,217,000	1,330,365	4,586,365

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△56,306	5,061,464	180,315	180,315	117,320	5,359,100
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		38,489				38,489
剰 余 金 の 配 当		△342,919				△342,919
当 期 純 利 益		764,585				764,585
自 己 株 式 の 取 得	△187	△187				△187
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			151,222	151,222	5,479	156,701
当 期 変 動 額 合 計	△187	459,968	151,222	151,222	5,479	616,669
当 期 末 残 高	△56,494	5,521,433	331,537	331,537	122,799	5,975,770

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ii その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

・市場価格のない株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～47年

工具器具備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

販売権 10年

(3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

④ 工事損失引当金

期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事の品質に関する補償費用の支出に備えるため、当該見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、社会インフラ事業、先進インダストリー事業により構成され、システム受託開発及び物品販売を行っております。

システム受託開発は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いプロジェクトや、金額的に重要ではないプロジェクトについては、代替的な取扱いを適用し、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

国内の物品販売は、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 工事進捗度に応じた収益認識

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額：2,217,211千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表の注記事項と同一であるため、記載は省略しております。

(2) 完成工事補償引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額：34,937千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表の注記事項と同一であるため、記載は省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

システムの受託開発は、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定については、当社は、すべての案件について、将来の発生原価を合理的に見積もってプロジェクト管理を行っており、発生原価と見積総原価からプロジェクトごとに進捗度を合理的に見積もることが可能です。

そのため、受託開発から生じた収益は、一定期間にわたって収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いプロジェクトや、金額的に重要ではないプロジェクトについては代替的な取り扱いを適用し、顧客の検収を受けた一時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年

度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の損益及び、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	468,929千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権債務	
短期金銭債権	6,365千円
短期金銭債務	44,456千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	460,330千円
営業外取引	353千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (注)	103,959株	151株	—	104,110株

(注) 自己株式の数の増加は、主に単元未満株式の買取りによるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	225,987千円
賞与引当金	93,298千円
未払法定福利費	14,660千円
未払事業税	11,418千円
未払事業所税	3,624千円
貸倒引当金	122千円
完成工事補償引当金	10,697千円
その他	64,630千円

繰延税金資産小計	424,440千円
----------	-----------

評価性引当額	57,544千円
--------	----------

繰延税金資産合計	366,895千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	146,319千円
--------------	-----------

繰延税金負債合計	146,319千円
----------	-----------

繰延税金資産の純額	220,575千円
-----------	-----------

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 630円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円41銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。